

近厚麻発 0910 第 3 号
平成 30 年 9 月 10 日

各府県衛生主管部（局）長 殿

近畿厚生局麻薬取締部長

向精神薬の適正流通の徹底について（通知）

今般、兵庫県内で薬局を経営する薬剤師が営利目的で不正に向精神薬を譲渡する事件が発生し、当部神戸分室が同薬剤師を麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号。以下「法」という。）違反で逮捕しました。

逮捕された薬剤師は、利益を上げるために、自身が経営する複数の薬局で適法に購入した向精神薬を含む医療用医薬品を、各薬局から自ら持ち出しインターネットを介して知り合った密売人に違法販売していたものです。

このような遵法精神の欠落した薬剤師が、一部とはいえ存在することは薬剤師の社会的信用を大きく損なうものであり、誠に遺憾です。

また、このような向精神薬の不正譲渡事件については、「向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について」（平成 27 年 11 月 10 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）においても注意喚起されているところですが、再発防止のため、別添のとおり管内各関係団体長宛てに通知いたしましたので、より一層、向精神薬の適正な流通及び管理の徹底を図って頂きますよう、お願い申し上げます。

なお、このような違反に対しては、今後も厳しく対処していく方針ですので申し添えます。

以上